

重点普及活動報告書

1	課 題	高性能林業機械の導入支援																		
2	普及指導区・氏名	可茂普及指導区 小島 徳文																		
3	サブテーマ	林業事業体林産チームを育成し、素材生産の増量を狙う																		
4	<p>課題を取り上げた理由（事由・背景）</p> <p>当指導区では森林作業道を開設しながら搬出間伐を実施する流れが充実しつつあります。一方で森林組合をはじめ民間の林業事業体での林産チームの施設整備が喫緊の課題となっています。このため、平成25年頃から林業構造改善事業を活用した高性能林業機械の導入が活発に図られるようになり、平成28年度においても最優先の課題として取組ました。</p>																			
5	普及客 体	A社、B社、C社																		
6	<p>到達目標（期待できる成果）</p> <p>各林業事業体の林産チームの施設整備が充実し、しいては、管内の素材生産量のアップ</p>																			
7	指 導 内 容	<table border="0"> <tr> <td style="width: 5%;">1</td> <td style="width: 35%;">平成28年 6月 6日</td> <td>A社、B社の林溝推進会議に立会</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>平成28年 9月28日</td> <td>A社の機械導入に立会</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>平成29年11月 1日</td> <td>C社の林溝推進会議に立会</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>平成28年11月29日</td> <td>B社の機械導入に立会</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>平成29年 1月10日</td> <td>C社の機械導入に立会</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>平成29年 3月21日</td> <td>B社のメーカーによる機械運転指導に立会</td> </tr> </table>	1	平成28年 6月 6日	A社、B社の林溝推進会議に立会	2	平成28年 9月28日	A社の機械導入に立会	3	平成29年11月 1日	C社の林溝推進会議に立会	4	平成28年11月29日	B社の機械導入に立会	5	平成29年 1月10日	C社の機械導入に立会	6	平成29年 3月21日	B社のメーカーによる機械運転指導に立会
1	平成28年 6月 6日	A社、B社の林溝推進会議に立会																		
2	平成28年 9月28日	A社の機械導入に立会																		
3	平成29年11月 1日	C社の林溝推進会議に立会																		
4	平成28年11月29日	B社の機械導入に立会																		
5	平成29年 1月10日	C社の機械導入に立会																		
6	平成29年 3月21日	B社のメーカーによる機械運転指導に立会																		
8	<p>具体的展開方法等</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">    </div> <p style="text-align: center;">ハーベスタ（A社） タワーヤード（B社） ハーベスタ（C社）</p>																			
9	<p>評価（結果及び今後の課題等）</p> <p>平成28年度可茂管内の木材生産量目標量 39,400m³ に対して 3月末までに計画量を上回る、45,800m³（見込み）を達成できた。</p>																			
10	<p>参考（先進地視察など自己研鑽の取組み等）</p> <p>平成29年2月18日（土）～平成29年3月5日（日） 延べ6日 労働安全衛生法による技能講習を受講 「車両系建設機械（整地等）運転」「車両系建設機械（解体等）運転」</p>																			

H 2 8 重 点 普 及 活 動 報 告 書

1	課 題	伐採及び伐採後の造林の届出制度等に関する指導・支援
2	普及指導区・氏名	可茂普及指導区 渡辺 公夫
3	サブテーマ	伐採届出制度の運用についての市町村職員に対する指導・支援
課題を取り上げた理由（事由・背景）		
4		伐採届出制度の適切な運用により、森林の有する多面的機能をよく発揮するための適正な森林施業を確保すること、あるいは不適正な森林の開発につながる伐採を未然に防ぐこと等は重要な市町村の事務であるが、これを担当する市町村する職員は経験の浅い職員が多く、制度の円滑な運用には普及職員の支援が必要である。
5	普及 客 体	市町村の林務担当職員、伐採事業者
到達目標（期待できる成果）		
6		各市町村担当者が、制度の趣旨をよく理解し、届出書の受理から伐採後の造林を確認するまでの一連の事務を確実に実施できるようになる。
指 導 内 容		
7		<ul style="list-style-type: none"> ・ 提出された伐採届の記載事項の確認方法 ・ 適合通知や受理通知の記載内容 ・ 伐採の実行箇所調査の実施方法 ・ 伐採現場における伐採事業者に対する指導の方法 ・ 無届伐採発見時の対応方法 など
具体的展開方法等		
8		<p>特に希望のあった1市2町に対して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 伐採届出書の提出時、写しを送付させ内容を確認 ・ 受理通知書案の内容チェック ・ 場合によって、現地での伐採事業事業者指導に同行等を行った。
		 <p style="text-align: center;">現地調査に同行して支援</p>
評価（結果及び今後の課題等）		
9		<ul style="list-style-type: none"> ・ 各市町村の担当者は、年度当初と比べると伐採及び伐採後の造林の届出制度に対する理解が進み、円滑に事務を進めることができるようになったと感じられる。 ・ 制度の運用にあたっては、伐採後の更新の確認、造林の指導なども重要であるので、引き続きそれらについても指導・支援を行う必要がある。 ・ 平成29年度から法改正により造林の報告制度が新設されるので、制度の周知、運用支援が必要になる。
10	参 考	（先進地視察など自己研鑽の取組み等）
		—